

劇場、音楽堂等の制度的な在り方に関する検討事項等（案）

1. 劇場、音楽堂等の制度的な在り方に関する検討を行うに当たって

- 劇場、音楽堂等を中心に行われる音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能等の文化芸術は、人々の心の豊かさをはぐくむとともに、その発展により国の魅力を高め、世界の文化芸術の発展に貢献するものであり、人々が共に生きる絆と社会基盤を形成するものである。
- このような重要な役割を担う分野について国が振興することは、我が国の文化芸術の水準を更に高めることにつながるものであり、また、コミュニティの創造、地域振興につながるものである。
- 現在、それぞれの地域性や国民の様々なニーズ等を受け、多種多様な文化施設が設置されている。音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能等の文化芸術を振興するに当たっては、こうした状況を踏まえつつ、それぞれの文化施設の持つ機能が十分に発揮されることに留意する必要がある。
- 劇場、音楽堂の在り方についてみると、欧州の主な劇場、音楽堂は、文化芸術団体の活動拠点として文化芸術団体自らが所有しており、文化芸術団体の機能の一つとして劇場、音楽堂が存在するのに対し、我が国においては、国、地方公共団体や企業等が、劇場や音楽堂、その他の文化施設を設置し、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能等の公演を行う文化芸術団体が、こうした文化施設を利用するという形態が多い。
- このため、劇場、音楽堂等の制度的な在り方を検討するに当たっては、文化芸術振興基本法に定められた基本理念¹や我が国における劇場、音楽堂等の現状を踏まえる必要がある。

¹ 文化芸術振興基本法（平成十三年法律第百四十八号）（抄）
（基本理念）

第二条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術の振興に当たっては、我が国において、文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られ、ひいては世界の文化芸術の発展に資するものであるよう考慮されなければならない。

5 文化芸術の振興に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

6 文化芸術の振興に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

7 文化芸術の振興に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。

8 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

2. 劇場、音楽堂とは

- 劇場、音楽堂は、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能等の文化芸術について、独自の創造事業を実施することとともに、鑑賞する機会を提供すること、地域住民による文化芸術活動を支援すること、さらには情報発信をすることなどを実施する文化芸術活動拠点ではないか。
- いわゆる劇場、音楽堂とは、もっぱら音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能等の文化芸術活動を行い、観客が見聞き等することを目的とした施設であり、その名称については「〇〇劇場」、「□□音楽堂」というものには限らないのではないか。
- こうした劇場、音楽堂において行われる事業としては、主に次に掲げる内容が挙げられるのではないか。
 - ① 買取公演を含め、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能等を企画し、又は制作すること
 - ② 音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能等を公演し、又は公開すること
 - ③ 音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能等を鑑賞し、創作し、又は発表するために施設を一般の利用に供すること
 - ④ 音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能等を普及啓発すること
 - ⑤ 音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能等に必要の人材を育成すること
 - ⑥ 音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能等に関する調査研究を実施し、資料を収集し、又は情報を一般に提供すること

3. 検討対象とする施設について

- 音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能等の文化芸術活動が行われている施設をみると、地域住民の要望等それぞれの地域性等を踏まえ、多目的に利用される施設として設置されているものが数多く存在する。こうした状況を踏まえ、いわゆる劇場、音楽堂ではない施設においても、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能等の文化芸術活動を行う機能を有する場合には、その機能が十分に活用されるようにすることが重要ではないか。
- このため、制度的な在り方を検討するに当たっては、文化の振興を目的として設置され、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能等の文化芸術活動を行う機能を有する施設を広く対象にして、「劇場、音楽堂等」として検討すべきではないか。
- 地域によっては、公立の劇場、音楽堂がなく、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能等の文化芸術活動が、民間事業者の設置する劇場、音楽堂において行われている場合がある。こうした地域においては、民間による活動を通じて、文化芸術の振興を図ることも重要であることから、民間事業者立の施設も検討の対象とするべきではないか。

- 国立の劇場についても、我が国の中核的な劇場として検討対象に含めるべきだが、具体的な方針等は独立行政法人日本芸術文化振興会法等において規定されていることに留意する必要があるのではないか。

4. 検討の方向性について

- 既に、多種多様な劇場、音楽堂等が多く存在する現状を踏まえ、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能等の文化芸術を振興するに当たり、劇場、音楽堂等が持つ機能を十分に生かすためにはどうしたらよいかという方向で検討してはどうか。
- 音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能等を行う文化芸術団体や地方公共団体の主体性を尊重し、劇場、音楽堂等について何かを義務づけるような規制的な枠組ではなく、設置者の判断のもと、多様な文化芸術活動が実施される枠組にするべきであるのではないか。
- 従来のように、劇場、音楽堂等を「施設」というハード面だけで捉えるのではなく、そこに配置すべき人材等、組織的要素についても検討すべきではないか。

5. 個別の検討事項について

(1) 劇場、音楽堂等の機能を十分に生かすことについての国及び地方公共団体の責務

- 国及び地方公共団体が設置する劇場、音楽堂等の機能を十分に活用する責務を明確にすることによって、今まで以上に国及び地方公共団体において、劇場、音楽堂等を活用する意識が高まり、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能等の文化芸術活動が充実することが期待されるのではないか。
- 国が果たすべき責務は、国立劇場等の機能を十分に生かし、質の高い音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能等を自主制作し、公演又は公開することによって、我が国の文化芸術の水準を高め、国際的に比肩しうる水準の文化芸術を振興することとともに、我が国の文化芸術の海外発信に努め、国際文化交流に寄与することではないか。また、こうした成果を、各地域に普及することで我が国全体の文化芸術の水準を高める責務があるのではないか。²
- 地方公共団体の責務は、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能等の文化芸術に関する施策を策定し、自らの設置する劇場や音楽堂等を有効に利用し、必要に応じて、国や他の地方公共団体等との連携を図りつつ実施することではないか。

² 「独立行政法人日本芸術文化振興会の中期目標（平成 20 年 2 月 28 日）」を参照。

(2) 劇場、音楽堂を設置及び運営する民間事業者の役割

- 民間事業者が設置する劇場、音楽堂において実施される様々な文化芸術活動については、原則、自主的かつ自由に行われるものであるが、心豊かな生活の実現や新たな価値の創造といった文化芸術の効用に鑑み、劇場、音楽堂を設置・運営する民間事業者においても、必要に応じ国や地方公共団体との連携を図りつつ、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能等の文化芸術活動に関する取組を実施するよう努める役割があるのではないか。

(3) 劇場、音楽堂等と文化芸術団体との連携

- 現在においても、従来からの劇場、音楽堂等と文化芸術団体との関係を生かした連携や、フランチャイズ契約による連携等、劇場、音楽堂等が置かれている環境に応じて、様々な連携が行われているが、今後、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能等の文化芸術活動を更に発展させるために、どのような劇場、音楽堂等と文化芸術団体との連携があるか。

(4) 劇場、音楽堂等に係る専門的な能力を有する人材の配置等

- 劇場、音楽堂等の機能を十分に活用するために、劇場、音楽堂等に配置される人材に求められる専門的な能力は、主に以下のようなものが考えられるのではないか。
 - ① 企画制作に係る能力
 - 自主公演、貸館公演、住民参加型公演等を問わず、我が国の文化芸術の水準を高めるような公演や地域住民が求める公演を企画制作し、提供することができる能力。
 - ② マーケティングに係る能力
 - 地域における公演等の観客を開拓するとともに、観客を育成する能力や、その施設で行われている文化芸術活動の意義を行政機関、議会、住民、外部の支援者に対して的確に説明する能力（アカウンタビリティに係る能力）、行政機関や企業、助成団体等から継続的に支援を獲得する能力（ファンレイジングに係る能力）。
 - ③ 照明や舞台の利用に係る技術力
 - 照明や舞台装置、音響等の設備を安全に利用する技術とともに、演出等の技術力。
- 劇場、音楽堂等の機能を生かすためには、こうした専門的な能力を有する人材を配置することが重要であるが、我が国の劇場、音楽堂等の現状を踏まえつつ、委嘱や派遣、非常勤等の採用形態も工夫しながら、それぞれの劇場、音楽堂等で求められる人材の確保に努めることが重要ではないか。

- 専門的な人材の配置については、劇場、音楽堂等の機能を十分に活用するために重要な要素となるが、①劇場、音楽堂等の施設の利用目的や施設に備えられた機能により必要となる人材が異なること、②人材に求められる資質や能力は、音楽、舞踊、演劇といった分野ごとでそれぞれ異なることなどに十分配慮する必要がある。このため、一律に劇場、音楽堂等に対し、具体的に専門的な能力を有する人材の配置を義務づけることには、慎重であるべきではないか。

(5) 劇場、音楽堂等に配置される人材に係る資格

- 現在、劇場、音楽堂等に係る安全を確保するため、既に労働安全衛生法や電気工事士法、消防法等により、劇場、音楽堂等に配置すべき人材について、一定の講習や試験や資格の保有が義務づけられている。
- 「(4) 劇場、音楽堂等に係る専門的な能力を有する人材の配置等」に記載した企画制作に係る能力やマーケティングに係る能力といったアートマネジメントに係る能力は、文化芸術活動を通じて培った経験や実績によって評価されており、資格というものが馴染みにくい。
- これらの状況を踏まえると、劇場、音楽堂等に配置される人材に係る資格に関し、資格を有している者のみが一定の業務に従事できる類の資格を新たに設けることについては、慎重であるべきではないか。
- 特に、こうした資格を設けることによって、今まで文化芸術活動を通じて実績を積み重ね、その能力を現に発揮している者が配置できなくなるといった事態が生じ、今まで実施してきた活動にさえ支障をきたす恐れがあることに配慮すべきではないか。
- 一方で、劇場、音楽堂等の運営に携わる管理職が、職員等の持つ能力や技術を把握するとともに、職員の資質向上を図るため、舞台機構調整技能士や舞台・テレビジョン照明技術者技能認定、音響技術者能力検定等の技能検定制度や技能認定を活用することは有効ではないか。

(6) 文化行政及び劇場、音楽堂等に配置される人材の育成

- 劇場、音楽堂等に配置される人材については、「(4) 劇場、音楽堂等に係る専門的な人材の配置等」で記載した能力を有する者を、恒常的に確保することが重要ではないか。
- 文化行政に携わる職員については、劇場、音楽堂等を運営する者と連携し、中長期的視点に立って文化行政を実施することができる人材を育成することが重要ではないか。

- 文化行政及び劇場、音楽堂等に配置される人材の育成に当たっては、OJTによる育成を中心にしつつ、国及び地方公共団体が、「(4) 劇場、音楽堂等に係る専門的な人材の配置等」で記載した能力を育成するための研修や講座を積極的に実施することが必要ではないか。また、劇場、音楽堂等においても、研修や他の文化施設との人事交流等といった、劇場、音楽堂等の機能を十分に発揮するために求められる能力を伸長させる機会を充実させていく必要があるのではないか。

(7) 国の支援の在り方

- 国の支援の在り方としては、次のような取組が考えられるのではないか。
 - ① 音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能等の文化芸術の振興に関する良好事例についての地方公共団体等への情報提供
 - ② 音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能等の創造発信活動等、文化芸術の振興に資する取組を積極的に行う劇場、音楽堂等に対する財政支援
 - ③ 劇場、音楽堂等の機能を十分に発揮するために求められる能力を育成するための人材育成の取組に係る支援
 - ④ 音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能等の文化芸術を鑑賞する機会を子どもに提供する取組に係る支援
 - ⑤ 地域住民へのアウトリーチ活動等、鑑賞者拡大のための取組に係る支援
- これらのほか、効果的な国の支援の方策はないか。

6. 指定管理者制度について

- 劇場、音楽堂等における指定管理者制度の運用をより効果的なものとするために、地方公共団体が指定管理者を選定するにあって、次のような点に留意すべきではないか。
 - ① 地方公共団体が、施設管理のコスト削減といった財政上の効率性だけを考慮せず、劇場、音楽堂等の機能を十分に活用し、質の高い事業内容を提供できる指定管理者を選定するよう地方公共団体自身の意識を高めること。
 - ② 利用料金制度の下、利用料金収入を高め設定し、指定管理料を少なくするとした指定管理者による文化芸術の自主的かつ積極的な活動が抑制される指定管理者制度の運用を見直すこと。
 - ③ 指定管理料の多寡が、指定管理者の選定に大きく影響を及ぼさないような選定基準を作成すること。
 - ④ 指定管理応募者に事業内容について提案させる企画提案型募集等、指定管理者の実施事業の質の高さを評価する募集を行うこと。

- 地方公共団体によっては、指定管理料に加えて、自主事業の実施や、地域住民の鑑賞機会の提供等に関する取組に対する支援を行っている。地方公共団体においては、こうした指定管理者にとって自主的な取組がしやすい環境を整えていくことが重要ではないか。
- 国においては、指定管理者制度の運用に関する良好事例について、地方公共団体に情報提供していくべきではないか。